

# 年頭所感 2024



特許技監  
桂 正憲

新年明けましておめでとうございます。2024年の年頭にあたり、御挨拶申し上げます。

2002年に知的財産基本法が成立し、2003年に知的財産基本計画が策定されて以降、特許庁は「知財立国」「知財エコシステム」の実現に向けて10年単位で目標を定め、特許審査の改革に鋭意取り組んでまいりました。今年度はその第二期、「世界最速・最高品質の特許審査の実現」に向けた取組の最終年度に当たります。コロナ禍も明け、大きな飛躍が期待される2024年、そして特許庁にとって大きな節目の年を迎えるこのタイミングで、これまでの特許審査改革の歩みを振り返りながら、今後の特許庁の実務的な課題と展望について所見を述べたいと思います。

第一期（2004～2013年度）は、懸案だった特許審査の遅れを解消し、世界トップレベルまで審査スピードをアップさせること（FA11）に取り組む、無事目標を達成することができました。第二期（2014～2023年度）は、その審査スピード

を維持したまま、特許審査の品質についても世界トップレベルに引き上げるべく、さまざまに取り組んでまいりました。増大する中国文献を含む技術情報を対象とした先行技術調査の充実、急進するAIやIoTなど最先端技術への対応、品質監査を含む品質管理システムの導入、出願人とのコミュニケーションの充実等を図り、ユーザーから高く評価していただけるレベルへと審査品質を向上させることができました。審査スピードについても、一次審査に加え、権利化までの期間を短縮する政府目標（FA10、STP14）を本年度内に達成する見込みです。

そして迎える第三期（2024年度～）には、これまでの取組の成果である「世界最速、最高品質の特許審査」を堅持しつつ、この成果を最大限活用して、我が国発のイノベーション創出を支援することが求められています。具体的には、スタートアップ支援を含む各種知財経営支援策に取り組む必要があります。また、その前提として、特許庁の審査体制を柔軟かつ強靱なものにするための組織経営改革も重要となります。

2022年11月に「スタートアップ育成5か年計画」が策定され、スタートアップ育成が国を挙げて取り組むべき最重要課題の1つとなっています。特許庁は、スタートアップにおける知的財産権の重要性に鑑み、これまでも知財ポータルサイト「IP BASE」を通じた情報提供、知財アクセラレーションプログラム（IPAS）を通じた知財戦略策定支援、特許出願への料金減額、ベンチャー企業対応面接活用早期審査、スーパー早期審査等、様々なスタートアップ支援策を提供してきましたが、これらの支援施策を利用する際には、スタートアップの皆様の手を挙げていただく必要があります。まだ知財取得経験のないスタートアップも多く、特許庁の支援策を知らずに権利化手続を進めてしまうケースも少なくないという

ています。このため来年度より、特許庁からスタートアップの皆様に積極的にアプローチし、利用可能な支援策（スタートアップ対応面接活用早期審査を始めとする面接審査やスーパー早期審査等）をタイムリーにご紹介する「プッシュ型支援（PASS）」を本格実施いたします。審査官が面接審査等を通じて事業戦略における出願発明の位置づけを伺い、その上で必要な情報提供や権利化支援を行うことで、スタートアップの皆様が事業に即した権利を抜かりなく取得できるよう支援する。こうした審査官の役割への期待は着々と高まっています。

また、近年、AIやIoT等のように複数の技術分野に応用される融合技術が急増しています。さらに、今後はグリーンテクノロジーへの大きな技術シフトも見込まれます。こうした中、変化に対応できるレジリエントな審査体制の構築が以前にも増して重要になっています。今後、複数の技術分野に対応できるよう審査能力の強化に一層力を入れていく必要があります。また、AI技術の適用分野の広がりに対応するため、2021年に創設したAI審査支援チームを昨年10月に大幅に体制強化し、AI担当官を38ある審査室全てに配置しました。加えて、審査の透明性や予見性を高めるため、生成AI関連を含むAI審査事例拡充の検討を進めるとともに、AI技術の進展が特許制度ないし特許審査実務に与える影響に関する調査研究も鋭意進めています。審査等業務へのAIの活用という観点では、「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（令和4～8年度版）」に沿って技術実証等を着実に進めます。AIの審査業務への活用においても世界をリードする特許庁を目指して全力で取り組んでまいります。

さらに、本年5月には経済安保推進法に基づく特許出願非公開制度が導入されます。我が国の経

済安全保障に関わる重要な制度ですので、特許出願非公開制度に関する特許庁業務を適切に実施できるよう、関係機関とも連携しつつ着実に準備を進めます。

限られた人的リソースの中で、こうした新たな施策を実行するためには、特許庁自身の組織経営改革も必要不可欠です。組織の一体性・審査の均一性等を維持しつつ職員が柔軟で多様な働き方を選択できるよう、既に、テレワーク、フリーアドレス、ペーパーレスに取り組んでいるところですが、更に、職員一人ひとりの働きがいと働きやすさをより一層高めるため、職場環境ディスカッションで得られた意見等に基づいて、組織や業務の見直しを進めてまいります。

我が国の経済を取り巻く環境の変化は激しく、なかなか先が見通しにくい状況ではありますが、特許庁としては、業務の根幹をなす審査のスピードと品質を大切にしつつ、イノベーション創出に必要な知財の取組を、社会変化に合わせて柔軟かつ強力で推進してまいります。イノベーションが次々に生まれる「知財エコシステム」構築は、特許庁単独で実現できるものではありません。特許庁職員とユーザーとの信頼関係・協力関係を更に深め、関係者が一丸となって知財エコシステムを協創していく。そのために特技懇会員の皆様の果たすべき役割は大きいと思います。皆様の御健勝と御発展をお祈り申し上げて、新年の御挨拶とさせていただきます。